

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（障害者支援課）

一 趣旨

厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準の改正

- (一) 安全点検等による安全計画策定の取組
- (二) 送迎車両での児童等の所在確認及び見落とし防止のための装置設置の取組
- (三) 感染症や災害時の対応に向けた計画策定の取組
- (四) 懲戒権に関する規定の削除

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし一部経過措置あり。二(一)及び(二)の一部については令和六年三月三十一日、
二(四)については公布の日